

令和元年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和元年11月22日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大曲仙北広域中央ごみ処理センター第1会議室に招集した。

1. 令和元年11月22日（金）午後3時30分 開会

1. 令和元年11月22日（金）午後4時51分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

2番	鎌田 正	3番	青柳宗五郎	4番	澁谷俊二	5番	佐藤芳雄
6番	橋村 誠	7番	熊谷一夫	9番	渡邊秀俊	10番	佐藤文子
11番	阿部則比古	12番	伊藤福章	13番	橋本五郎	14番	金谷道男
15番	八柳良太郎	16番	鈴木良勝				

計 14名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

1番 富岡喜芳 8番 深沢義一

計 2名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己
副管理者兼事務局長 小松英昭 監査委員 坂本昇一 消防長 鈴木良則
消防次長 佐藤広樹 大曲消防署長 杉澤衛 角館消防署長 千葉和彦
消防本部総務課長 佐々木伸吾 事務局次長兼介護保険事務所長 山口誠
管理課長 久米正 環境事業課長 宮本武二郎 環境事業課主幹 山本博康
介護保険事務所副主幹 上田泰彦 管理課副主幹 藤田貴 管理課副主幹 奈良ルミ子
管理課主席主査 伊藤俊彦 管理課主席主査 鈴木貴将

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 大曲仙北広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 令和元年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

議案第26号 平成30年度決算の認定について

副議長 (青柳宗五郎君)

現在議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を執らせていただきます。議事に入ります前に、一般質問がありましたので、議事日程の差し替えをお願いいたします。

これより、令和元年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から招集のあいさつがあります。老松管理者。

管理者 (老松博行君)

はい、議長。

副議長 (青柳宗五郎君)

はい、老松管理者。

管理者 (老松博行君)

先ずもって、去る7月15日にご逝去されました故茂木隆議長の、生前の広域行政に対する多大なご尽力とご功績に敬意を表しますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

それでは、招集挨拶の前に一言申し上げます。

はじめに、当組合議会議員の変更についてご報告いたします。

去る10月4日に招集された大仙市議会臨時会における選挙により、同市議会議長に金谷道男氏が当選され、また、同市議会から選出される当組合議会議員の改選に伴い、金谷道男氏、富岡喜芳氏、佐藤芳雄氏、渡邊秀俊氏の4氏が選任されております。

新たに当組合の議会議員に就任された皆様には、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げます。

次に、「介護保険負担限度額認定事務処理ミス事案」並びに「運転免許証失効後の救急車両運行事案」につきまして申し上げます。

両事案の発生した原因や経緯等につきましては、すでにご報告させていただいたとおりであります。複数の新聞等で報道されるなど、広域行政への信用・信頼に影響を及ぼしましたことから、職員事故等審査委員会を開催した上で関係職員の処分を行っておりますので、その結果についてご報告させていただきます。

介護保険事案については、10月30日付けで負担限度額認定事務処理を誤った職員を訓告処分としたほか、管理監督責任を有する担当班長も訓告処分、介護保険事務所長については文書による厳重注意処分としたところであり、消防事案については、11月12日付けで運転免許失効状態で救急車両を運転した職員を訓告処分としたほか、所属長の協和分署長と確認義務があった副分署長の2名を口頭厳重注意処分としております。

いずれの事案についても、すでに再発防止策を講じておりますが、業務全体に一層緊張感を持って取り組むよう、改めて指示をいたしたところであります。

次に、緊急消防援助隊の派遣について申し上げます。

東日本に記録的な大雨をもたらした台風19号により、去る10月13日、総務省消防庁長官から緊急消防援助隊派遣の指示を受けたところであり、同日早朝に秋田県隊として被災地に向け出動し、活動拠点として指定された宮城県伊具郡丸森町において、災害発生当日から10月18日まで2次にわたって延べ8隊、30名が捜索活動や救急活動に従事しております。

それでは、招集の挨拶を述べさせていただきます。

本日、令和元年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案4件、補正予算案1件、決算認定1件の合計6件であります。条例案の内容は、消費税率の変更に伴う施設使用料の改定などであり、決算認定については、昨年度末の解散により打切決算を行った大仙美郷環境事業組合会計分も含んでおります。この後、提案理由を事務局に説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

はじめに、敷地内禁煙の実施について申し上げます。

健康増進法の一部改正により、受動喫煙防止の観点から多数の方が利用する施設等が原則禁煙となっておりますが、当組合では、管理する全ての施設を9月1日から敷地内禁煙としております。

斎場、ごみ処理センター及びし尿処理センターにつきましては、法令上は喫煙専用スペースの設置が認められる「第2種施設」に位置づけられるものでありますが、施設利用者及び職員の健康保持・増進を図るという法の趣旨に鑑み、法で定める受動喫煙防止対策を拡充した指針を策定し、実施しているものであります。

次に、管理課又は介護保険事務所に勤務する上級職の採用試験につきましては、去る8月4日に1次試験、9月18日に2次試験を実施し、最終合格者2名と補欠合格者1名を10月2日に発表しております。

次に、斎場関係について申し上げます。

南部斎場と北部斎場の改築等事業につきましては、築後35年あまりが経過し老朽化が目立ってきており、公共施設等総合管理計画において、改築・改修の事業年度を、南部については2023年度、北部については2025年度と定めております。また、事業年度の間隔が僅か2年間であるため、一体的な事業として検討することが望ましいとの考えから、本年4月に構成市町の担当職員と広域職員で構成する「南部・北部斎場改築等検討委員会」を立ち上げ、移転新築、現地改築、大規模改修等、事業の方向性や手法などについて、これまで6回の会議を開催して検討しております。今後、施設が所在する仙北市と美郷町の意向も踏まえながら協議を重ね、最終報告書を年度末までに取りまとめることとしており、その際に議員各位にご説明させていただきた

いと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、斎場使用料についてであります。現在、福祉施設などへの入所目的で圏域外に住所を移した方が亡くなり、当組合の斎場を利用される場合は、圏域内の住民の方が亡くなった場合と比較し割高な使用料となっております。今般、施設利用等の理由で転出し、構成市町の住所地特例制度の適用を受けている方については、構成市町の住民と同額の使用料とするべきとの考えから、関連条例案をこの後の本会議においてご審議いただくこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

はじめに、中央ごみ処理センターの落雷事故についてご報告申し上げます。本年8月10日土曜日の早朝、落雷の影響により搬入車両用の計量機が故障し、8月12日月曜日の計量ができない事態となっております。ごみ収集業務に支障をきたすことのないよう、車両の受入れは通常どおり行いましたが、来場した事業系ごみ収集車両39台に係る施設使用料につきましては、搬入量が特定できないことから条例の減免規定を適用し、免除の取扱いとしたところであります。今回の事故は、建物に避雷針を設置していたにもかかわらず被害が出たものであり、原因の究明と緊急事態への対応策の強化を図ってまいります。

次に、中央し尿処理センターの施設整備について申し上げます。

昭和60年に稼働し、老朽化が目立つ現施設につきましては、新たな施設を整備する必要があるとして、平成29年3月、当時管理運営を行っていた大仙美郷環境事業組合が施設整備に係る基本構想を策定しておりますが、本年4月から同施設を引き継いだ当組合の事業として、改めてその内容を議員各位にご説明申し上げたく、本日の定例会終了後、議員説明会の開催をお願いしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、消防関係について申し上げます。

西仙北分署の増改築工事につきましては、男性用仮眠室1室を増設するとともに、車庫内の出動スペースを確保するための増改築や必要な設備改修に係る工事を8月30日から実施しております。これは、職員配置再編計画に基づき、西仙北分署職員を来年度21名体制にするためのもので、本年12月末に完了する予定となっております。

次に、5月開催の臨時議会で議決をいただきました本年度購入車両についてであります。「大曲消防署のはしご付消防ポンプ自動車」と「田沢湖分署の高規格救急自動車」については11月27日、「西木分署の消防ポンプ自動車CD-I型」については来年1月中の納車を予定しております。

なお、今月中に納車となる車両の運用開始時期につきましては、高規格救急車は12月3日、操作訓練が必要となるはしご車については来年1月上旬の予定としております。

次に、8月25日に岡山県岡山市で開催された第48回全国消防救助技術大会につきましては、当広域消防発足以来最多となる10名が4種目に出場を果たし、はしご登はんの部1名、ほふく救出の部3名、ロープ応用登はんの部2名、ロープブリッジ

救出の部4名がそれぞれ入賞しております。

消防職員採用試験につきましては、9月22日に1次試験、10月25日と28日に2次試験を実施し、最終合格者と補欠合格者を11月19日に発表しております。最終合格者は上級消防2名、初級消防6名、初級救命3名、補欠合格者については初級3名となっております。

次に、10月末現在の火災等の発生状況についてであります。火災件数は56件で去年同期より16件増加、救急件数は4,663件で436件減少、救助件数は88件で6件減少したほか、山岳遭難件数については、9月に仙北市西木町、10月には美郷町六郷東根と大仙市南外で発生するなど13件で、4件増加しております。なお、残念ながら大仙市南外で発生した1名については未だ発見に至っていない状況にあります。

次に、介護保険関係について申し上げます。

令和元年8月分データによる管内の第1号被保険者数は、48,079人、要介護認定者数は10,037人、サービス利用者は、8,544人、給付額は約13億9,850万円となっております。昨年同月と比較いたしますと、高齢者は231人の増、認定者は43人の増、サービス利用者は24人の減で、給付額は約182万円、率にして0.13%の減となっており、サービス別では、訪問介護やショートステイなどの居宅サービスが約1,900万円の減、特別養護老人ホームなどの施設サービスが約1,700万円の増となっております。

次に、消費税の増税に伴う介護保険制度の改正につきましては、本年10月から、増税分を財源とした介護職員等の処遇改善に向けた加算が新設されたことから、地域密着型サービス事業者を対象とした加算取得に係る説明会を開催しております。その結果、11月1日現在、全73法人のうち32法人が当該加算を取得しており、来年4月までの取得予定を合せると51法人、約70%が処遇改善を実施する見込みとなっております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募についてであります。本年度から来年度までの開設について、本年4月実施の公募では申請がなかったことから、今回も同様に、3市町共通が「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」、これに仙北市は「認知症対応型共同生活介護」と「小規模多機能型居宅介護」を加えたものを、構成市町の11月1日号の広報で公募を行っております。

なお、去る11月8日会計検査院のホームページに掲載されたほか、翌9日新聞報道された「介護保険財政調整交付金の過大受給」につきましては、本年2月開催の第1回定例会においてご報告申し上げましたとおり、過大受給額の確定を経て歳出予算を補正計上し、来年3月末までに返還する予定であります。財源には交付金の超過分を積み上げていた基金を取り崩して充てることから、圏域内の住民や保険者である当組合に実害は及ばないものの、組織としてのチェック体制が不十分であったことや、本事案が会計検査院の指摘により発覚したということについては、重く受け止めなければならないと認識しており、事務全般に緊張感を持って取り組むよう再度指示をいたしたところであります。

最後に、社会福祉法人水交会が事業主体となって平成30年度から実施してきた「かわ舟の里角間川改築事業」であります。施設本体は本年2月末に引き渡されており、残る外構工事や消雪工事については本年12月中旬の工期を待たずに、11月末には完了する見込みと伺っております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

副議長

(青柳宗五郎君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、1番 富岡喜芳君、8番 深沢義一君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「議席の指定」を行います。

このたび、大仙市議会選出の4名が新たに本組合議会議員に選出されましたので、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、議席の指定を行うものであります。

議席は、1番 富岡喜芳君、5番 佐藤芳雄君、9番 渡邊秀俊君、14番 金谷道男君と指定いたします。

日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

「選挙の方法」につきましては、地方自治法第108条第2項の規定により「指名推選」によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって「選挙の方法」は「指名推選」によることに決しました。

お諮りいたします。

「指名の方法」については、「副議長において指名する」ことにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって「指名の方法」は、「副議長において指名する」ことに決しました。

議長に大仙市議会議長の金谷道男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました金谷道男君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって 金谷道男君が議長に当選されました。

金谷道男君が議長に当選されましたので、本席から会議規則第30条第2項の規定により

告知いたします。

本人から当選のあいさつをお願いします。

議長 (金谷道男君)

ただいま、皆様のご推挙により議長に指名いただきました、大仙市議会の金谷です。大変光栄に思いますとともに、議長の責任の重大さを改めて認識しているところであります。大曲仙北圏域の発展、そして、福祉向上に資する議会づくりをして参りたいと思います。皆様のご協力により円滑な運営に努めて参りますので、議員各位並びに理事者の皆様に特段のご協力とご支援をお願いいたしまして、粗辞ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

副議長 (青柳宗五郎君)

これを持ちまして、私の議長の職務が終了いたしました。

皆様方のご協力ありがとうございました。

それでは、金谷議長、議席にお着き願いたいと思います。

議長 (金谷道男君)

これより議事を執らせていただきます。

よろしくご協力をお願いいたします。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、10番佐藤文子さん、11番阿部則比古君、12番伊藤福章君を指名いたします。

日程第4「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第5「議長報告」平成31年度例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されましたので、これらを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第6「一般質問」を行います。

質問を許します。10番佐藤文子さん。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

佐藤文子さん。

議員 (佐藤文子君)

私は、介護保険について今回は特養の待機者と特養施設増設の見通しについてお尋ねしたいと思います。特別養護老人ホームには、要介護3から入れることになっておりますが、現状は要介護4と要介護5の認定者というふうに重度化が進んでいるようであります。

そこで、要介護4と要介護5の認定者の内、特別養護老人ホーム及び老健施設入所

待ちの待機者はまず何人いるのか、お尋ねいたします。

2つ目には、大仙市の30年度のデータによりますと、要介護認定4と5の方の内、54%の方は、特養と老健その他の施設を利用しており、年々増加してきております。加えて、特養を待って長期にショートステイを利用している方も多く、重度の要介護者の入所希望は、今後も増え続けるものと考えられます。そこで要望ですが、やっぱり特別養護老人ホーム、これを増やすべきだと思うわけですが、その見通しについて伺います。

そしてこの際教えていただきたいということで、お尋ねいたします。小規模多機能型、グループホーム、特定施設にも重度の要介護者が入所しているわけでありましてけれども、特養とどう違うのか、介護士、看護師、医師などのスタッフ体制やサービスの内容等での違い、この際教えていただきたいと思います。以上でございます。

議長 (金谷道男君)

答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

事務所長。

所長 (山口誠君)

説明の前に、お手元に資料をお配りしますので、そのままお待ちいただきたいと思っております。後程この資料につきましてご説明させていただきます。

(資料配布)

始めに、特別養護老人ホームと老人保健施設の待機者数と待機者のうちショートステイを利用中及び他の施設に入所中の方は何人かについてであります。

秋田県の調査によると、平成31年4月1日時点の在宅での特養待機者は、当圏域では734人で、そのうち介護度4が279人、介護度5が159人となっております。このうち、ショートステイ利用中に申し込みされている方は496人で、率にして約67%であり、待機者の約3分の2の方がショートステイ利用中での申し込みとなります。同じく老健待機者は81人で、介護度4が11人、介護度5が7人であり、ショートステイ利用中の申し込みは47人、約58%となっております。

なお、待機者には含まれませんが、入院中や他の施設入所中に申し込まれた方は、特養で717人、老健で94人おられる状況となっております。

次に、特別養護老人ホーム増設のご要望についてであります。平成30年4月から10月までの間に、特別養護老人ホームに併設されていたショートステイ72床を特養に転換しているほか、平成31年4月には花館地区に40床の特養が新設されており、加えて令和2年度中には大曲地区において29床の地域密着型特養が新設予定となっております。以上のことから、第7期計画期間中には141床の増設となります。近年、特養と同程度のサービスが受けられる施設が増加している状況も踏まえ、再来年度から始まる第8期介護保険事業計画におきましても、将来推計を見据え、国で進める在宅介護の充実とも整合性を図りながら適正に整備してまいります。

次に、特別養護老人ホームとグループホーム等施設の違いについてであります。先ほどお配りした資料をご覧いただきたいと思います。介護サービスの種類と書いたA4版3枚ものとなります。

介護サービスは大きく3つに分かれます。居宅介護サービスは、代表的なもので②番のヘルパーが利用者宅を訪問し身体介護や生活援助などを行う「訪問介護」や⑦番のデイサービスセンターで入浴や食事を日帰りで行う「デイサービス」、⑨番の「ショートステイ」などがあります。

地域密着型サービスは、要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスであります。施設の規模が小さく、利用者のニーズにきめ細かく応えることができるため、原則として事業者が所在する市町村に居住する方が利用対象者となっております。

議員の質問にありました「小規模多機能型居宅介護」は、⑱番となります。サービス内容の詳細については2ページの上段に記載しておりますが、デイサービスを中心として利用者の希望によりホームヘルプサービスやショートステイを組み合わせる利用ができるもので、家族の都合などで「今日の夜預かって欲しい」などのニーズにも対応いたします。人員の基準については一番下に記載しております。管理者と介護支援専門員は一人ずつ、介護職員は日中は利用者3人に対して1人以上、夜間は1人以上となっております。看護職員も1人以上となります。

グループホームは、⑳番の認知症対応型共同生活介護であります。詳細は2ページの下段に記載のとおり、入所要件が認知症の高齢者となります。利用者9人を1ユニットとしており1施設最大2ユニット18人まで利用できます。管理者が1人、計画作成担当者がユニット毎に1人、介護職員は日中は利用者3人に1人、夜間は1人以上となります。

特定施設は⑭番「特定施設入居者生活介護」と⑳番「地域密着型特定施設入居者生活介護」になります。いわゆる有料老人ホームや軽費老人ホームのことを言いますが、定員30人以上が⑭番、29人以下が⑳番となります。詳細については3ページ上段に記載しているとおおり、介護保険法の指定を受けた施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。人員基準については下段の表にまとめております。

特養は、㉓番「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と㉔番「介護老人福祉施設」になります。定員30人以上が㉔番、29人以下が㉓番となります。原則要介護3から5の方が入所できる施設であり、寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所いたします。人員基準については3ページの下段にまとめております。

介護保険制度創設時は、介護施設と言えば、ほぼ特養・老健のことを指しておりましたが、平成18年度から始まった地域密着型サービスが充実されてきており、様々なサービスの利用ができる施設が大幅に増えてきております。また、今年度から消費税増税分を低所得者の保険料の軽減に充てられており、金銭面の負担も軽減されております。

議長 (金谷道男君)

議 員 10番再質問はありませんか。

(佐藤文子君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

はい、10番。

議 員 (佐藤文子君)

答弁によりますと、要介護度4、5の待機者という方々がかなりいるというふうなことがはっきりと分かりました。地域密着型施設もだんだん増えてきているので、これらも含めて将来的な重度者の入所の施設というふうなものを検討されているということなのですけれども、実際に大仙市の場合の30年度から地域密着型施設に入所している重度の皆さんの利用人数というふうなものが、例えばグループホームで4と5で合わせて41人、それから特定施設で29人、というふうなことが実態でありまして、体制の面での違いも聞いたわけですが、看護師の数が利用者数に対して非常に少ないというふうな現状、医師がいないというふうなこと、また、介護職員、というふうなものを適応利用者数というふうなものから見ても、この地域密着型施設での要介護4・5という重度の方々の受入れというふうなものには、限界があるというふうには私は見えています。いずれ、グループホーム等地域密着型の施設利用で重度の方を受け入れれば受け入れるほど他の利用者にも介護サービスが少なくなるというか後退するというふうなこともあって、実際、こういう撤退があるわけで、密着型での重度の皆さんの受入れというふうなものは今後も大きく増えていくというふうなことは考えられないわけで、それに比して、数百人以上のショートステイを利用した待機者というふうな4・5の重度の方がいらっしゃるわけですので、やっぱりこの特別養護老人ホームというふうなものは、あちこちから実際に空きがないので入れない、というふうなことをずっと聞いておりますけれども、これはやっぱり増やすというふうな方向で是非とも検討していただきたいと思っております。その点、管理者の今後のこうした施設需要に対する対応というふうなものが更に進むものだと思いますので、是非検討願いたいと思ひまして、再質問はありませんので、要望としてお話しておきます。ありがとうございました。

議 長 (金谷道男君)

これにて、質問を終わります。

日程第7「議案第21号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

はい、久米課長。

課 長 (久米正君)

議案第21号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の2ページをご覧ください。

本案は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定による地方公務員法の改正に伴い、関連する条例の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の支給要件について定めた条文及び期末手当を支給しない要件について定めた条文を、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう改めるものであります。

施行日につきましては、地方公務員法の改正に合わせ、令和元年12月14日とするものであります。

以上、議案第21号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長

(金谷道男君)

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第21号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第22号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課長

(久米正君)

はい、議長。

議長

(金谷道男君)

はい、久米課長。

課長

(久米正君)

議案第22号「大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の3ページをご覧ください。

本案は、福祉施設等への入所が目的で圏域外に転出して亡くなられた方の斎場使用料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

管理者が先ほどの行政報告でも申し上げましたが、圏域内に住んでいた方が、施設等への入所が目的で圏域外に転出し、転出先で亡くなられた後当組合の斎場を利用さ

れる場合は、圏域内住民の方と比較し割高な使用料を負担していただいておりますが、このような方について、圏域内の住民と同額の使用料を適用する改正を行うものであります。

今回の改正に係る対象者は、国民健康保険、後期高齢者医療又は障害者自立支援給付において構成市町の住所地特例が適用となっている方、並びに介護保険において当組合の住所地特例が適用となっている方とするものであり、年間およそ10名程度と見込まれております。

なお、施行日につきましては、関係機関等への周知期間を設ける必要があることから、令和2年1月1日とするほか、運用の手続き等については規則で定めることとしております。

以上、議案第22号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長

(金谷道男君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第23号」、日程第10「議案第24号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長

(久米正君)

はい、議長。

議 長

(金谷道男君)

はい、課長。

課 長

(久米正君)

議案第23号「大曲仙北広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第24号「大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

この2件の改正案は、本年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げら

れたことに伴い、当組合において定めている使用料及び手数料の額を改定するもの
あります。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

はじめに、議案第23号についてであります。これは、一般廃棄物処理施設の使用
料の額を改定するものであります。

当組合が保有するごみ処理センター、最終処分場及びし尿処理センターを利用する
際は、組合構成市町又はその委託を受けた業者が家庭系ごみを搬入する場合を除き、
ごみ処理センターについては別表第1に、最終処分場及びし尿処理センターについて
は別表第2に定める使用料を徴収しております。

この度の消費税率の引き上げに伴い、議案記載のとおり、2%の増税分を反映させ
た使用料にそれぞれ改定するものであり、施行日につきましては、一時的ではありま
すが、各公共料金等の増額による住民負担を緩和するため、令和2年4月1日とする
ものであります。

続いて、議案説明資料の5ページをご覧ください。

次に、議案第24号についてであります。これは、危険物規制事務に係る申請手
数料の額を改定するものであります。

消費税率の引き上げに伴う「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改
正により、各種法律に基づく手数料計39件が増額改定されておりますが、この中に
含まれている消防法関連の3項目について、当組合の条例にも規定があることから、
同様の改定が必要となったものであります。

施行日につきましては、今回改正となる区分がいずれも貯蔵最大数量1万キロリッ
トル以上の大型のものであり、圏域内に該当するタンクは設置されていないこと、ま
た、関係機関への周知期間を設ける必要があることを勘案し、令和2年4月1日とす
るものであります。

以上、議案第23号及び議案第24号を一括でご説明申し上げましたが、よろしく
ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長

(金谷道男君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第23号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第24号」を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
日程第11「議案第25号」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

はい、課長。

課 長 (久米正君)

議案第25号「令和元年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算第1号」についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、衛生費の増額を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万8千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ54億8,332万6千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページから、議案説明資料は7ページとなります。

2款使用料及び手数料1項1目衛生使用料及び2項1目衛生手数料は、へい獣保冷センターへの搬入頭数が増えたことにより増収となるもので、使用料は5万2千円、手数料については90万9千円の増を見込んでおります。

7款繰越金は、176万7千円の増額であり、衛生費の増額に係る財源として、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページをご覧ください。

4款 衛生費 1項1目斎場費は、南部・北部斎場改築等検討委員会において、現在の両斎場の環境性能を確認した上で火葬炉設備のあり方を検討する必要があると判断されたことから、火葬炉の排ガス測定業務委託料70万7千円の予算措置をお願いするものであります。

5目へい獣保冷センター費は、牛や豚の搬入頭数が例年と比較して著しく増加していることから、不足が見込まれる収集運搬業務や処理業務などに係る委託料171万6千円を増額するものであります。

2項清掃費 9目廃棄物処理施設共通運営費は、人事異動により、当初見込んでいた新規採用職員の人件費に不足が生じたことから、職員手当等と共済費、計30万5千円を増額するものであります。

以上、議案第25号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

7番熊谷一夫君。

議 員 (熊谷一夫君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

はい、7番。

議 員 (熊谷一夫君)

それでは、議案第25号「令和元年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算第1号」歳出4款1項保健衛生費5目へい獣保冷センター費171万6千円について質疑をいたします。

死亡獣畜の搬入頭数が著しく増加したことによるとの説明でございますけれども、現在どのぐらいの頭数、また種類等が搬入されているのか、そして、施設規模が充足しているのか、現況を伺いたいと思います。

また、2点目は、今回の補正予算は、およそ何頭の金額に相当するのか伺います。以上です。

議 長 (金谷道男君)

7番熊谷一夫君の質疑に対する答弁を求めます。

久米管理課長。

課 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

久米課長。

課 長 (久米正君)

それでは、お答えいたします。

質問の第1点目は、現在の死亡獣畜の搬入状況についてであります。

本年度の10月末までの実績は、牛227頭、豚140頭、馬2頭の計369頭となっており、前年度同時期との比較では、牛82頭、豚17頭、馬2頭のいずれも増となった一方、山羊は2頭減となり、合わせて99頭、率にして約37%の大幅な増となっております。

質問の第2点目は、施設規模の充足状況についてであります。

保冷センターにおいて一時保管した死亡獣畜は、収集運搬業務を宮城県の業者に、最終的な処分については青森県の業者に委託しております。センターからの搬出回数であります。昨年度までは2週間に1回程度でありましたが、今年度は、集中時に1週間に1回必要になるなど増加傾向にあります。しかしながら、委託業者は今後も十分に対応が可能であるとのことであり、直ちに施設規模の拡大などの検討を要する段階ではないと考えております。最後の質問でございますけれども、補正予算の根拠とした死亡獣畜の搬入頭数についてであります。

今年度上半期の実績を基に今後の搬入頭数を推計し、牛121頭、豚28頭、計1

49頭の増に伴う処理業務委託料130万4千円、収集運搬業務委託料36万7千円及びセンターで搬入の受付等を行う施設管理業務に係る委託料4万5千円の増額が必要と見込んでおります。

議長 (金谷道男君)

7番、再質問はありませんか。

議員 (熊谷一夫君)

ありません。

議長 (金谷道男君)

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい。

議長 (金谷道男君)

10番、佐藤文子さん。

議員 (佐藤文子君)

今の質問された方の答弁で、数については分かりましたけれども、著しく増加したその背景・原因について、分かるものがありましたらお願いします。

議長 (金谷道男君)

はい、管理課長。

課長 (久米正君)

はい、議長。ではお答えいたします。

搬入頭数が著しく増加した原因について、ということでございますけれども、本年4月1日から、それまで「48か月以上」だったBSE検査の義務付け月齢が、「96ヶ月以上」に引き上げられたことに伴いまして、昨年度まで大仙市神宮寺に県が設置している南部地域家畜検査冷蔵保管施設へ搬入されていた月齢48か月から95か月までの死亡牛を、当組合の保冷センターで受け入れる必要が生じたことから、処理手数料の区分を改定する条例改正案を本年2月定例会に上程しております。この改正に伴う搬入頭数の増については、平成29年度の実績を基に、当初予算では23頭と見込んでおりましたけれども、50頭増の73頭と、見込みを大きく上回る状況にあるほか、これまでの通常の入入れ分についても、牛が231頭から71頭増の302頭、豚が247頭から28頭増の275頭、全畜種合計では493頭から99頭増の592頭と、見込みを上回っております。死亡獣畜の搬入頭数が増えていることについて、県の南部家畜保健衛生所に当圏域内における畜産の近況等を確認しておりますけれども、「感染症等の流行は特に認められていないことから、ここ数年の新規開業や農場規模拡大による生産頭数自体の増加が考えられる。」というふうな見解が示されております。以上です。

議長 (金谷道男君)

再質問ありますか。

(再質問なしの声)

他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第25号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第26号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

それでは、私からは議案第26号平成30年度決算の認定につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項及び同法施行令第5条第3項の規定に基づきまして、大曲仙北広域市町村圏組合一般会計と介護保険特別会計、それから加えまして平成31年3月31日に解散し、当組合が事務を承継した大仙美郷環境事業組合会計の平成30年度歳入歳出決算を議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、お手元にお配りしている「平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算書」並びに「平成30年度大仙美郷環境事業組合会計歳入歳出決算書」のとおりでございますけれども、去る9月24日、当組合監査委員の審査をいただいております、その審査結果につきましては、別冊として配付の審査意見書のとおりでございます。

それでは、説明に入らせていただきますが、私の説明は、議案説明資料を用いて行いますので、恐れ入りますがそちらをご覧くださいようお願い申し上げます。議案説明資料の9ページとなります。歳入歳出決算総括表をお開き願います。

はじめに、上段の一般会計についてであります。歳入は、予算現額34億4,282万3,080円に対しまして、収入済額は34億4,668万9,237円でございます。予算現額との比較で386万6,157円の増となっております。

一方歳出は、支出済額が34億2,442万5,776円で、執行率は99.5%となっているほか、不用額は1,839万5,464円で、歳入歳出差引額は2,2

26万3,461円となっております。

内訳であります。ここへの記載はございませんけれども、人件費が57.8%、普通建設事業費が27.4%、物件費が7%などとなっております。主な事業であります。その次のページ10ページに記載のとおり、社会福祉法人水交会に対する「かわ舟の里角間川改築事業」に係る備品購入補助が3,200万円、中央斎場火葬炉設備等補修工事が334万8千円、南部斎場と北部斎場の火葬炉設備等補修工事が1,004万4千円、へい獣保冷センターの冷凍機入替え工事が215万9千円、南分署の増改築事業が3,758万4千円、南分署の舗装打換え工事が315万3千円、西仙北分署配備の高規格救急自動車購入が3,412万8千円、協和分署の舗装打換え工事が118万8千円、平成28年度から31年度までの継続費を設定して実施しております消防本部・大曲消防署新庁舎建設事業が8億1,490万7千円、新庁舎の備品購入が493万8千円、北部斎場の法面復旧工事が1,696万円などとなっております。

9ページの総括表にお戻り願います。総括表中段、介護保険特別会計であります。歳入は、予算現額182億9,401万2千円に対し、収入済額は184億7,169万4,971円であり、予算現額との比較で1億7,768万2,971円の増となっております。これは、国からの介護給付費負担金と調整交付金等が見込額を上回ったことによるものであります。また、介護保険料に係る不納欠損額が2,049万2,083円、収入未済額が5,197万3,322円となっております。前年度と比較いたしますと、不納欠損額については約142万2千円(6.5%)、収入未済額は約552万4千円(9.6%)の、いずれも減となっております。歳出であります。支出済額が179億5,961万6,814円で、執行率98.2%、不用額は3億3,439万5,186円であり、歳入歳出差引額は5億1,207万8,157円となっております。

内訳は、これもここへの記載はございませんけれども、保険給付費が全体の約93.5%を占めるほか、介護保険事務所職員の人件費や介護認定に要する経費、介護予防等を実施する地域支援事業費、介護給付費や地域支援事業費に係る国・県支出金、支払基金交付金の平成29年度分精算償還金などが主なものとなっております。

また、事業ベースでは10ページの最下段でございますけれども、法改正等に伴う介護保険システムの改修を、総額660万9千円で国の補助事業として実施をいたしております。

なお、歳入歳出差引額が5億円を超える状況となっておりますけれども、この中には、次年度以降の給付に充てるための財源となります。第1号被保険者保険料約2億7,200万円や、保険給付費、地域支援事業費の確定に伴う国、県及び支払基金への返還金約1億9,300万円が含まれており、それらを除きますと、実質的な繰越額は約4,400万円程となるものであります。

各会計を合算した総額につきましては、9ページの表の下段に記載のとおり、収入済額が219億1,838万4,208円、支出済額が213億8,404万2,590円で、収入済額に対する支出済額の割合は97.6%、歳入歳出差引額は5億3,

434万1,618円となり、同額が翌年度に繰越しとなるものでございます。

次に11ページをお願いします。次に、上段の表の公債費の状況についてでございます。平成30年度中の元利償還金額は2,954万6,534円、決算年度末の未償還元金の額は5,994万832円となっており、全て消防事業に係るものでございます。近年の当組合の事業実施に際しましては、構成市町が起債する過疎対策事業債や、合併特例債を組合への負担金に充当していただいておりますので、当組合が償還する公債費の残高は近年は減少傾向にございます。

次に、下段の表、財政調整基金内訳の表をご覧ください。

前年度末現在高、これは平成29年度でありますけれども、1億9,357万8,128円、決算年度となる30年度中の取崩額が8,700万円、積立額が3,838万6千円で、決算年度末の現在高は1億4,496万4,128円であります。

なお、平成31年度当初予算に5,500万円の取り崩しを行っておりますので、これを差し引いた現在の残高は、約9,000万円程となっております。

次の12ページと13ページにつきましては、不用額の内訳についての記載となります。

一般会計と特別会計を合わせた不用額は3億5,279万650円でありまして、歳出予算総額のおよそ1.6%に相当する額となります。

主な内訳ですが、一般会計では衛生費が約470万円、消防費が約1,110万円、また、介護保険特別会計では保険給付費が約2億8,710万円、地域支援事業費が約3,700万円などとなっております。要因は、一般会計におきましては、物件費の節減に努めたこと、また介護保険特別会計におきましては、保険給付実績や、地域支援事業の構成市町への委託事業実績が見込みに達しなかったことなどによるものであります。

次に、大仙美郷環境事業組合会計についてでございます。14ページ上段の款別性質別歳出状況に記載がありますとおり、項番2番の施設運営費が約8億9,130万円で約79.8%を占めているほか、主な事業につきましては、下段の表に記載のとおり、ごみ処理場長期包括運営業務委託料が約5億7,310万9千円、不燃物残渣再資源化処理業務委託料が約675万円、焼却灰運搬処分業務委託料が約6,366万4千円、し尿処理場運転管理長期包括業務委託料が約2億2,821万5千円、し尿処理場生し尿・浄化槽汚泥仮受槽、貯留槽内清掃業務委託料が約895万3千円などとなっております。

なお、平成31年3月31日をもって、大仙美郷環境事業組合は解散をいたしました。同日付けで打ち切り決算を行いまして、当組合が残余の事務を承継したことから、平成31年3月分のごみ処理場及びし尿処理場施設使用料、成型品等売払い収入等の収入未済額1,454万9,646円全額を未収債権として、また、不用額のうち、ごみ処理場及びし尿処理場の長期包括運営委託料7,811万8,947円を、未払債務として当組合の平成31年度会計に引き継いでおりますが、いずれについても、当組合において全額、収納・支払されておりますことについて、監査委員の確認を受けてございます。

以上、議案第26号「平成30年度決算の認定について」をご説明申し上げましたが、監査委員の意見書にもありますとおり、今後も構成市町の地域バランスに配慮をいたしながら、圏域住民の安全・安心な生活の確保と福祉の増進に努めてまいりますので、議員各位のさらなるご指導ご協力をお願いするとともに、本案につきましてはよろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

10番佐藤文子さん。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

平成30年度決算の認定について、介護保険特別会計に係わってお尋ねをいたします。

30年度決算の不用額から、居宅介護サービスの利用状況についての問題を提起していきたいと思っております。介護サービス給付費は、2億6,700万という多額の不用額が出ているわけですが、この額は例年の倍近くになっているわけです。不用額の約5割が居宅介護サービス給付費で占めております。大仙市の30年度データから見ますと、要介護者の居宅介護サービスの利用状況は、訪問介護や訪問入浴、訪問リハビリ、通所介護、短期入所、地域密着型デイサービスというところでの利用減少が目立っております。特養や特定施設の増加によって居宅介護サービス給付が減少するのはこれは当然のこととも考えられますけれども、平成27年8月からの一定所得者の自己負担が2割にされたこと、さらに、30年の4月からは所得のまだまだ高い方の自己負担が3割化になるなど、こうしたことが利用控えを招いている要因になっているのではないかというふうに思うわけでありまして。多額の不用額が発生したのはサービス量が見込みより少なかったことによるものというふうな報告ではありますけれども、もっと詳しくその分析をすべきではないか、見込みを下回るその要因についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

議長 (金谷道男君)

10番佐藤文子さんの質疑に対する答弁を求めます。

山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

はい、所長。

所長 (山口誠君)

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

所得の高い方の自己負担が平成30年8月から3割になったことが、「利用控え」を招いているのではないかとのご質問であります。制度改正に伴い3割負担になら

れた方について調査したところ、入院などでサービスの利用を取りやめた方以外で利用を控えた方はおりませんでした。

次に、多額の不用額が生じた理由についてであります。議員ご指摘のとおり、居宅サービスの利用が見込みを下回ったことによるものであります。サービスの利用見込みにつきましては、基本的には直近3カ年の給付の伸び率に施設整備量や報酬改定等による単価の増減等の影響を加味して設定しておりますが、これまで横ばいや増で推移していたサービスが不測の理由により減少に転じた場合、不用額が生じることとなります。

不用額の内訳を見てみますと、平成30年度は居宅介護サービスのうち、平成29年度比で通所介護サービスが3.3%の減、通所リハビリテーションが7.0%の減と、通いのサービスの減少がみられており、利用者の状態に応じて通いや泊りを組み合わせ利用できる地域密着型サービスの小規模多機能型サービスの整備が進んだことにより、利用の形態が居宅介護サービスから地域密着型サービスへシフトしたことが主な要因であると考えております。

今後は、介護給付を見込む予算策定時に、過去の実績に加えて、現在の利用者のサービス利用の動向についてこれまで以上に分析し、精度を高めてまいります。以上です。

議 長 (金谷道男君)

10番、再質問はありますか。

議 員 (佐藤文子君)

はい。

議 長 (金谷道男君)

10番。

議 員 (佐藤文子君)

サービス控えは、まずないと、そして居宅介護サービスは地域密着型施設の増強などがあってそちらに移行したケースもあるというふうなことで十分なサービスはそこで確保されているというふうなことだと思いますけれども、来年からはまた自己負担の上限がまた引き上げられるというふうなことで、こうしたことが更に利用をしにくくさせるのではないかという心配もあります。いずれ、必要な人に必要なサービスをしっかり提供していただくような、そうした制度としてがんばっていただきたいというふうに思いますので、その点も加えて、再質問はいりません。ご要望を申し上げて質問を終わります。

議 長 (金谷道男君)

これにて通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしの認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありますか。

議 員 (佐藤文子議員)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

10番、佐藤文子さん。

議 員 (佐藤文子君)

私は、議案第26号平成30年度決算の認定について、介護保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。平成30年度介護保険特別会計予算審議におきましては、保険料基準額を引き上げた第7期介護保険事業計画に基づく予算であるというふうなことから反対をいたしました。本決算はその執行でありまして、認めることはできないということでもあります。居宅介護事業がどんどん減り、地域密着型施設、特別養護老人ホームなど、事実上、施設型サービスが増えていく中で、今後の介護保険料、こうしたことに大きく影響するのではないかというふうなことを考えますと、保険料の負担をこれ以上上げてはならないというふうなことを強く求めまして反対討論いたします。以上です。

議 長 (金谷道男君)

ほかに討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第26号」を採決いたします。

本案につきましては、起立による採決をいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和元年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。